

議案第49号

専決処分の承認を求めるについて

下記の事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

平成28年6月3日提出

飯能市長 大久保 勝

記

1 飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

専 決 处 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成28年3月31日

飯能市長 大久保 勝

記

1 飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

飯能市国民健康保険税条例（昭和30年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第19条第2号中「26万円」を「26万5,000円」に改め、同条第3号中「47万円」を「48万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の飯能市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

飯能市国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
(国民健康保険税の減額) 第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が52万円を超える場合には、52万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。 (1) 省略 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>26万5,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納稅義務者（前号に該当する者を除く。） ア～エ 省略 (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算	(国民健康保険税の減額) 第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が52万円を超える場合には、52万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。 (1) 省略 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>26万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納稅義務者（前号に該当する者を除く。） ア～エ 省略 (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算

額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき48万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～エ 省略

額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき47万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～エ 省略

(平成三十一年度以後における標準的な規模の収入の額の特例)

第十三条 平成三十一年度以後の各年度における第十三条の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条第一号イ

第十四条

附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方特別交付税金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成三十一年度以後の各年度における第十三条の規定により読み替えた地方交付税法第一項の規定(以下この条において「読み替えた後的地方交付税法第十四条」という。))



政令第百三十三号

内閣は、地方税法等の一部を改正する等の政令（平成二十八年法律第三号）の施行に伴い、並びに同法附則及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

(地方税法施行令の一部改正)

第一条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五条の四」を「第三十五条の四の五」に、「第四十一条」を「第四十二条」に、

「第七節 自動車取徴税（第四十二条—第四十二条の十一）」を「第七節 軽油引取税（第四十三条—

第四十三条の二十二）」に、「第九節」を「第八節」に、「第四十四条の三」を「第四十四条の十一」に、

「第十節」を「第九節」に、「第十一節」を「第十節」に改め、「第五十二条の十八」の下に「一第五

十二条の二十三」を加える。

第一条第二項第二号中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号）の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この項及び附則第十条第九項第一号において同じ。」（法人にあつては、法人番号（同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）以下この項において同じ。）及び「個人番号を有しない者にあつては、氏名、住所又は居所、被相続人との続柄及び同項に規定する相続分」を削り、同項第三号を次のように改める。

三 相続人の代表者の氏名及び住所又は居所

第二条第二項に次の一号を加える。

四 前二号に掲げる相続人のうち法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号）の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を有する法人にあつては、当該相続人の法人番号

第五条第一項中「の親族その他」を「が生計を一にする親族その他」に、「同族会社（これに類する法人を含む。）」を「被支配会社」に改め、「の各号」を削り、同項第一号中「直系血族及び兄弟姉妹」を「その他の親族で、納税者若しくは特別徴収義務者と生計を一にし、又は納税者若しくは特別徴収義務者から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「及び第二号」を削り、「前三号の二」を「前二号のいずれか」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「同族会社」を「法人税法第六十七条第二項に規定する会社に該当する会社（以下この項において「被支配会社」という。）」に、「前四号の二」を「前三号のいずれか」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「同族会社」を「被支配会社」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「同族会社」を「被支配会社」に、「第四号」を「第三号」に改め、同号を同項第六号とする。

第六条の見出し中「範囲」を「範囲等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第十一条の八に規定する滞納者の親族その他の滞納者と特殊な関係のある個人又は同族会社で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 滞納者の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹

二 前号に掲げる者以外の滞納者の親族で、滞納者と生計を一にし、又は滞納者から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの

三 前二号に掲げる者以外の滞納者の使用者その他の個人で、滞納者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持しているもの

四 滞納者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人（第一号及び第二号に掲げる者を除く）及びその者と前三号のいずれかに該当する関係がある個人

地方税法施行令等の一部を改正する等の政令をこのに公布する。

御 名 御 碑

平成二十八年三月三十一日